



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

公告

○市街地再開発組合の理事長の就任……………
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二

告示

●東京都告示第八百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

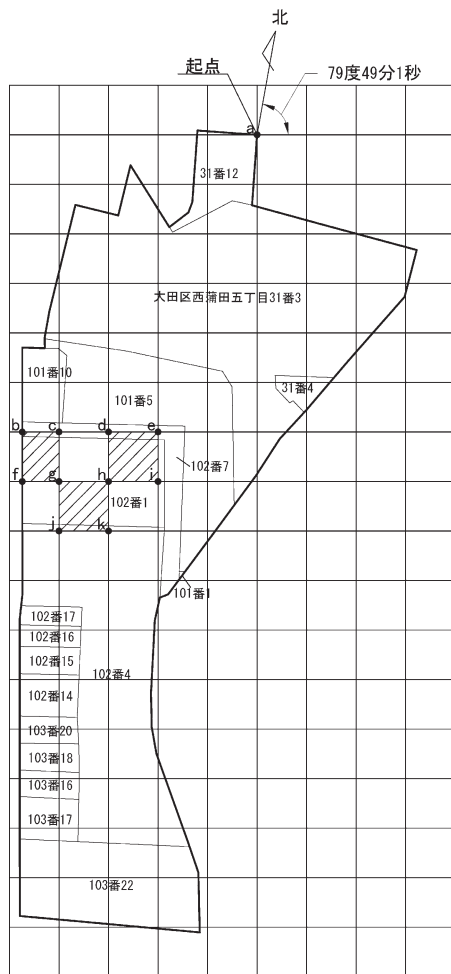
令和七年八月七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区西蒲田五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

別図



座標一覧表

地点番号	X座標	Y座標
a	-48120.377	-10581.371
b	-48187.806	-10617.4434
c	-48186.4971	-10610.1475
d	-48184.7313	-10600.3046
e	-48182.9654	-10590.4618
f	-48197.6484	-10615.6752
g	-48196.3399	-10608.3817
h	-48194.5741	-10598.5388
i	-48192.8083	-10588.6959
j	-48206.1828	-10606.6158
k	-48204.417	-10596.773

起点及び境界点の座標は、
測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

-  形質変更時要届出区域
 調査対象地
 単位区画

【起点】

起点は、大田区西蒲田五丁目31番12の最北端とする。

【格子の回転角度(79度49分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により船堀四丁目地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

飯尾 通英

二 住所

江戸川区船堀四丁目三番九ー五〇一号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

